平成２３年（再）第２号
岡山市東区政津898番地の１
再生債務者　エスケー工業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　岡山市北区弓之町２―15弓之町シティセンタービル６階小林裕彦法律事務所　弁護士　小林　裕彦
平成23年７月29日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再）第１０号
福岡市博多区山王１丁目14番８号
再生債務者　株式会社ニシヤマ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　福岡市中央区赤坂１―15―33ダイアビル福岡赤坂401　鴻和法律事務所　弁護士　新宮　浩平
平成23年７月28日
福岡地方裁判所第４民事部

再生手続開始

平成２３年（再）第１号
岩手県西磐井郡平泉町平泉字大沢15番地
再生債務者　株式会社平泉ホテル武蔵坊
１　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年９月22日から平成23年10月６日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（再）第５７号
神奈川県小田原市城内２番13号
再生債務者　株式会社田中組
１　決定年月日時　平成23年８月１日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年９月１日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年10月６日から平成23年10月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生債権の特別調査期間

平成２３年（再）第７号
名古屋市中川区十番町６丁目７番地７
再生債務者　メイホウフーヅ株式会社
特別調査期間　平成23年８月22日から平成23年８月29日まで
平成23年８月１日
名古屋地方裁判所民事第２部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２２年（再）第１２４号
岩手県花巻市石鳥谷町戸塚第２地割13番地１
再生債務者　株式会社盛岡南ゴルフ倶楽部
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式総数２万株全部
２　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式の払込がなされることを条件として、下記７記載の払込期日
３　減少する資本金の額　資本金1000万円の全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式の払込がなされることを条件として、下記７記載の払込期日
５　募集株式の数　普通株式200株
６　募集株式の払込金額　１株につき金５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　平成23年11月１日とする。ただし、再生計画案認可決定確定の日が平成23年11月１日より後にある場合には、当該認可決定確定の属する月の末日（該当日が休業日である場合には翌営業日とする。）
８　増加する資本金の額　金1000万円
平成23年７月29日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再）第１２５号
岩手県奥州市江刺区田原字深沢54番地１
再生債務者　株式会社江刺カントリー倶楽部
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式総数200株全部
２　再生債務者が１の株式を取得する日　募集株式の払込がなされることを条件として、下記７記載の払込期日
３　減少する資本金の額　資本金1000万円の全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　募集株式の払込がなされることを条件として、下記７記載の払込期日
５　募集株式の数　普通株式200株
６　募集株式の払込金額　１株につき５万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期日　平成23年11月１日とする。ただし、再生計画案認可決定確定の日が平成23年11月１日より後にある場合には、当該認可決定確定の日の属する月の末日（該当日が休業日である場合には翌営業日とする。）
８　増加する資本金の額　金1000万円
平成23年７月29日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２３年（再イ）第８２号
千葉県松戸市新作411番地の９
再生債務者　阿部　金仁
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月26日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月２日から平成23年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再イ）第７５号
埼玉県川越市豊田町３丁目８番地３　豊美ハイツ205号室
再生債務者　池田　　明
１　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月１日から平成23年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（再イ）第２６号
福島県郡山市亀田１丁目39番７号
再生債務者　渡辺　望美
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月１日から平成23年９月８日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２３年（再イ）第３４号
福島県郡山市富久山町福原字長沼24番地の27
再生債務者　田坂　　寛
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月１日から平成23年９月８日まで
福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２３年（再イ）第４３号
栃木県鹿沼市坂田山３丁目62番地
再生債務者　遠藤　直志
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月２日から平成23年９月12日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再イ）第５０号
埼玉県越谷市大字弥十郎634番地６
再生債務者　高原　　稔
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月２日から平成23年９月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２３年（再イ）第１５９号
千葉県船橋市前原西６丁目１番10棟806号
再生債務者　伊藤　　宏
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月２日から平成23年９月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（再イ）第１６８号
千葉県市川市塩浜４丁目２番８棟319号　ハイタウン塩浜
再生債務者　大坪　伸敏
１　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年８月19日まで
４　一般異議申述期間　平成23年９月２日から平成23年９月16日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係